別表二の二付表の記載要領第二号を同号とし、同第三号中「次号において同じ。）に」を「次号及び第４号において同じ。）に」に、「配当等の額（令第155条の23第１項」を「令第155条の23第１項」に、「をいう。次号において同じ。）を記載する」を「（当該連結事業年度が平成25年４月１日以後に開始する連結事業年度である場合には、適格現物分配に係るものを含む。）を記載する」に改め、同号を同第二号とし、同第四号中「受け取る」の次に「令第155条の23第１項に規定する」を加え、同号を同第三号とし、同第五号中「法第81条の13第３項の規定の適用を受ける」を削り、「利益の配当」の次に「（その支払に係る基準日が当該連結事業年度に属するものでその支払に係る決議の日が当該連結事業年度終了の日の翌日から当該連結事業年度に係る決算の確定の日までの期間にあるものに限り、当該基準日に当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に支払うものを除く。）」を加え、同号を同第四号とし、同第六号を同第五号とし、同第七号を同第六号とし、同第八号中「（同法」を「（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第75条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「同法第68条の67第１項」を「租税特別措置法第68条の67第１項」に改め、同号㈠中「若しくは第２項」を削り、同号㈡中

「「連結親法人が中小連結親法人以外の場合
((8)+(9)−(10)−(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)−別表六の二(二)付表「14」−別表六の二(七)「19」−別表六の二(八)「19」−別表六の二(九)「19」−別表六の二(十)「22」−別表六の二(十一)「20」−別表六の二(十二)「20」−別表六の二(十六)「９」)
⑾　及び
「連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合
((8)+(9)−(10)−(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)−別表六の二(二)付表「14」−(別表六の二(四)付表一「４」＋「16」)−別表六の二(五)付表「11」−別表六の二(七)「19」−別表六の二(八)「19」−別表六の二(九)「19」−別表六の二(十)「22」−別表六の二(十一)「20」−別表六の二(十二)「20」−別表六の二(十四)「７」−別表六の二(十五)「20」−別表六の二(十六)「９」)」

を

「「連結親法人が中小連結親法人以外の場合
((8)+(9)−(10)−(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)−別表二(二)付表「14」−別表六の二(七)「19」−別表六の二(八)「19」−別表六の二(九)「19」−別表六の二(十)「22」−別表六の二(十一)「20」−別表六の二(十二)「20」−別表六の二(十六)「19」−別表六の二(十八)」−別表六の二(十九)「９」)
⑿

に改め、

「「連結親法人が中小連結親法人以外の場合
((8)+(9)−(10)−(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)−別表六の二(二)付表「14」−別表六の二(七)「19」−別表六の二(八)「19」−別表六の二(九)「19」−別表六の二(十)「22」−別表六の二(十一)「20」−別表六の二(十二)「20」−別表六の二(十六)「19」−別表六の二(十八)」−別表六の二(十九)「９」)
⑾　及び
「連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合
((8)+(9)−(10)−(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)−別表六の二(二)付表「14」−(別表六の二(四)付表一「４」＋「16」)−別表六の二(五)付表「11」−別表六の二(七)「19」−別表六の二(八)「19」−別表六の二(九)「19」−別表六の二(十)「22」−別表六の二(十一)「20」−別表六の二(十二)「20」−別表六の二(十四)「11」−別表六の二(十五)「10」−別表六の二(十六)「19」−別表六の二(十七)「５」−別表六の二(十八)「20」−別表六の二(十九)「９」)」

⑿

に改め、同号を同第七号とし、同第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。